

金属労協政策レポート



号外 2015.3.24

全日本金属産業労働組合協議会（金属労協/JCM） 編集兼発行人 浅沼 弘一
〒103-0027 東京都中央区日本橋2-15-10 宝明治安田ビル4階
TEL 03-3274-2461 FAX 03-3274-2476 URL <http://www.jcmetal.jp>

金属労協「地方における政策・制度課題2015」

2015年3月18日
全日本金属産業労働組合協議会
(金属労協/JCM)

目 次

はじめに	1
具体的な取り組み課題	3
1. 地方自治体で実施されている既存事業の検討	3
2. 地域におけるものづくり産業の生産拠点の維持・強化	5
3. 工業高校教育の強化	8
4. ものづくり教室の展開	14
5. 「良質な雇用」の確立	14
6. 家庭と仕事の両立支援	15
7. スマートコミュニティ構築による地域再開発	19
8. 外国人労働者の生活の安定の確保	21
9. TPP参加の必要性の浸透	23

はじめに

日本経済再生にとって最大の障壁であった超円高は是正され、ものづくり産業の国内投資も活発化しつつあります。しかしながら一方で、地方経済は依然として回復の遅れが指摘されており、人口の減少とも相まって、将来像が見えづらい状況となっています。観光やコンテンツ産業が重要な役割を果たしてきていることは事実ですが、地域において雇用の場を確保し、地域の暮らしと産業の本格的な再生を果たすためには、やはり「ものづくり」を中軸に据えていくことが不可欠です。

わが国はいま、グローバル経済化とデフレによって人件費抑制を余儀なくされ、それが経済活動の低迷を招いていた時代から、デフレ脱却の中で「人への投資」によって産業の競争力を強化していく時代、勤労者生活の向上と産業の健全な発展の好循環を確立し、持続的な安定成長を実現していく時代への転換を果たすべき時を迎えています。地域のものづくり産業が熾烈なグローバル競争を生き抜いていくには、最先端技術、高機能製品の研究・開発を強化し、現場の地道な努力を積み重ねて高品

質の製品を供給するなど、高付加価値分野における比較優位を確保していくとともに、カイゼン・ムダとり・3Sといった現場の取り組みを通じて、日本のものづくりの「強み」をさらに追求し、世界中の生産拠点における生産技術の高度化に主導的な役割を果たしていかなくてはなりません。

そのためには、長期にわたる経験によって蓄積された現場の従業員の技術・技能やノウハウ、判断力と創意工夫、それらを発揮することによる技術開発力、製品開発力、生産管理能力などの「現場力」が決定的に重要です。労使の努力によって、働く者の「現場力」の向上を図っていくことはもちろんですが、各地域における地方自治体の取り組みも重要となっています。

金属労協は従来から、

*** 民間産業に働く者の観点**

*** グローバル産業であり、かつわが国の基幹産業であるものづくり産業に働く者の観点**

*** なかでも、その中心たる金属産業に働く者の観点**

から、政策・制度課題の解決に取り組んでおり、2014年4月には、「2014～2015年政策・制度課題」を策定しました。引き続き「民間・ものづくり・金属」の立場から、

I. ものづくり産業を支えるマクロ環境整備

II. ものづくり産業を強化する「攻め」の産業政策

III. ものづくり産業における「良質な雇用」の確立

IV. ものづくり産業の強化に向けたエネルギー・環境政策

という4つの柱の下に考え方を整理し、課題解決に向け、強力な取り組みを推進しています。

地域では、地域ごとの事情を反映した産別としての政策・制度の活動がまず第一に重要ですが、それとともに、金属労協の掲げる政策・制度課題に関しても、金属労協の地方ブロックと地方連合金属部門連絡会など都道府県の金属組織とが連携を図り、地方連合を通じてその実現を図るべく、活動を展開していくことが、大きな意義を持っています。とりわけ、政府の「まち・ひと・しごと創生総合戦略」(2014年12月)では、地方自治体に対し、労働組合も含めた総合戦略推進組織を整備するよう求めており、民間労働組合、ものづくり産業の労働組合の政策発信力がきわめて重要となっています。

各地域において、政策議論を進める中で、この「地方における政策・制度課題2015」に盛り込まれた項目についても検討し、地域の実情に照らし、取り組みが有効と考えられる場合には、「民間・ものづくり・金属」の観点から、地方連合に対して働きかけを行い、連合内の他の労働組合と意見交換・情報交換を深め、また組織内地方議員と連携し、地方自治体や政党に対する要請活動を行い、さらに地元産業界やその他関連組織に対し理解促進活動を行うなど、実現に向けた活動を展開していくこととします。

具体的な取り組み課題

1. 地方自治体で実施されている既存事業の検討

- ①労働組合として、国の各府省が作成している「行政事業レビューシート」と同様のシートを、地方自治体が作成・公表しているかどうかチェックし、作成・公表されていない場合には、地方自治体に対し、作成・公表を要請する。一部の事業について作成・公表されている場合には、全事業で作成・公表するよう要請する。(補強)
- ②労働組合として、地方自治体に対する政策・制度の要請内容を検討するにあたり、「シート」を活用し、同じ目的のために実施されている既存の事業について、
- * 目的を実現するのに適切な施策となっているか。政策の対象者に対して、効果を及ぼす仕組みになっているか。
 - * 規模に過不足はないか。費用がかかりすぎていないか。
 - * 成果があがっているか。
- などをチェックする。「シート」だけでは不明な点については、地方自治体に問い合わせる。(新規)
- ③労働組合として、既存の事業の問題点をチェックした上で、地方自治体に対し、改善要請、あるいは新規施策導入の要請を行う。(新規)
- ④地方自治体に対し、物品やサービスの購入、事業委託などに関して民間企業などと取り交わす契約に関し、民間企業目から見て、品質・価格・納期が適切な入札・発注・契約・納入が行われているかどうかチェックできるよう、地方自治体で設置している契約監視委員会・入札監視委員会などに民間企業の購買担当者や情報システム管理部門などのOB、民間労働組合が参加するなど、体制づくりを行っていくよう要請する。(新規)
- ⑤地方議会において、公契約条例などが審議される場合にも、労働組合として、「シート」を活用し、公契約の状況について理解を深める。(新規)

(行政事業レビューシート)

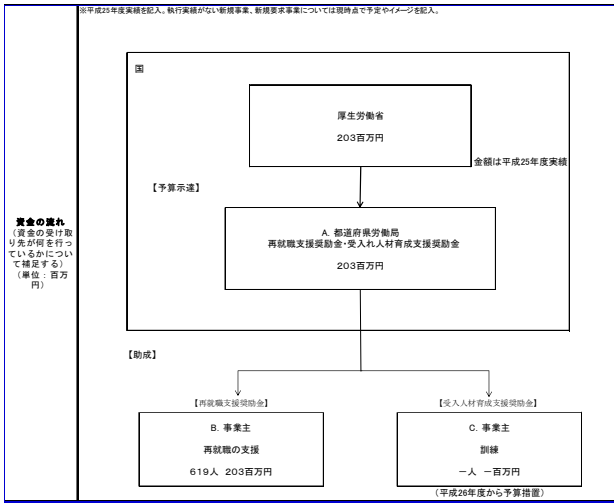
地方自治体に対し政策・制度要請を行う前提として、まず現時点で、どのような事業が行われているかを調べ、その内容、規模、成果などをチェックしていく必要があります。そうでなければ、政策・制度要請を行っても、地方自治体から、「こうした制度があります」「この予算を増やしました」「これを新しくやります」といった回答を得て終わってしまうことになりかねません。逆に、既存の制度の問題点を具体的に指摘できれば、労働組合の政策実現力は著しく高まります。

とくに既存の施策が、建前では、住民、勤労者、子ども、高齢者、中小企業、農家、芸術家、スポーツ選手などの支援のための制度、ということになっていても、実際には、周辺の関係者の利益になっているだけ、という場合がある(注1)ので、十分な注意が必要です。

一般的に、地方自治体が実施する新しい施策、重点的に予算配分する施策については、ホームペー

資料 国の行政事業レビューシート（労働移動支援助成金の場合）

事業番号		平成26年行政事業レビューシート（厚生労働省）						
事業者名	労働移動支援助成金	組織部局	職業安定局	作成責任者				
事業開始・終了(予定)年度	開始年度:平成25年度 終了(予定)年度:終了予定なし	組織部局	労働移動支援室 労働移動支援室 吉野 彰一	作成責任者				
会計区分	労働移動特別会計雇用増進	職掌・業務名	円 - 2 - 1 地域、中小企業、産業の特性に応じ、雇用の創出及び雇用の安定を図ること					
取組法令 (具体的な 名称を記載)	雇用増進特別法の第24条第2項及び第25条、雇用増進特別法の施行規則第102条の5、雇用増進特別法第24条第1項	関係する計画、 通知等	-					
事業の目的 (目的とする事項 に3行程度 以内)	事業規模の縮小に伴い雇職を余剰とする労働者について、再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託等により行った事業主、雇入れ又は移転等により受け入れて訓練を実施した事業主に対して、その費用の一部を助成することにより、雇職を余剰とされる者の再就職による円滑な労働移動の実現を図ることと目的とする。							
事業内容 (5行程度以 内、別途可)	再就職助成金の対象者について、再就職に係る支援を民間の職業紹介事業者に費用を負担して委託、または、実施活動のための休職を付与し、その休職中に適宜手当金額以上に支払った事業主に対して、当該委託に係る費用の一部や休職中に係る費用の一部を支給し、再就職支援助成金を交付する。また、再就職助成金の対象者を1年以内に雇入れ又は移転等により受け入れ、訓練(Off-JT又はOff+JT)を実施した場合、訓練実施等に要した経費の一部を支給する(受入れ人材育成助成金)。							
実施方法	■直接実施 □委託・請負 □補助 □負担 □交付 □貸付 □その他							
予算 ・ 執行 の状況 (単位:百万円)	23年度		24年度	25年度	26年度	27年度要求		
	当初予算	354	264	186	30,133	36,325		
	修正予算	-	-	382	-	-		
	前年度から繰越し	-	-	-	-	-		
	翌年度へ繰越し	-	-	-	-	-		
	予備費等	-	-	-	-	-		
	計	354	264	568	30,133	36,325		
執行率	538	243	203					
執行率(%)	151.9%	91.9%	35.7%					
成果 目標 及び成 果 実績 (7つ/1年)	成果指標		単位	23年度	24年度	25年度	目標値 (26年度)	
	再就職支援助成金の対象となつた者のうち1ヶ月以内で再就職を遂げた者の割合		%	19.6%	28.0%	27.9%	40.0%	
	再就職支援助成金の対象となつた者のうち3ヶ月以内で再就職を遂げた者の割合		%	40.0%	40.0%	20.0%	40.0%	
	再就職支援助成金の対象となつた者のうち6ヶ月以内で再就職を遂げた者の割合		%	48.0%	70.0%	139.3%	-	
	再就職支援助成金の対象となつた者のうち1年以上経過した者の割合		%	-	-	-	-	
	再就職支援助成金の対象となつた者のうち1年以上経過した者の割合		%	-	-	-	90.0%	
活動 指標 及び活 動 実績 (アウトプット)	活動指標		単位	23年度	24年度	25年度	26年度活動見込	
	支給対象者数(再就職支援助成金)		活動実績	人	2,412	774	619	-
	支給対象者数(再就職支援助成金)		活動実績	人	1,420	923	4,594	22,928
	支給対象者数(受入れ人材育成助成金)		活動実績	人	-	-	-	47,115
	支給対象者数(受入れ人材育成助成金)		活動実績	人	-	-	-	-
	支給対象者数(受入れ人材育成助成金)		活動実績	人	-	-	-	-
単位 当たり コスト	(再就職支援助成金) X:「支給額(千円)」 Y:「支給対象者数(数)」		千円/人	222.8	313.6	327.6	371.6	
	(再就職支援助成金) X:「支給額(千円)」 Y:「支給対象者数(数)」		千円/人	167.6	242.7	202.7	229.9	
	(受入れ人材育成助成金) X:「支給額(千円)」 Y:「支給対象者数(数)」		千円/人	-	-	-	456.7	
	(受入れ人材育成助成金) X:「支給額(千円)」 Y:「支給対象者数(数)」		千円/人	-	-	-	21,614.006	
平 成 2 5 年度 実績 と 平 成 2 6 年度 予算 との 対 比 状況	費目	26年度当初予算	27年度要求	主な増減理由				
	助成金	30,133	36,325	助成内容の拡充に伴う増加				
	計	30,133	36,325					
	計	30,133	36,325					
	計	30,133	36,325					



A.東京労働局		E.	
費目	金額 (百万円)	費目	金額 (百万円)
助成金	33		
計	33	計	0
B.A社		F.	
費目	金額 (百万円)	費目	金額 (百万円)
助成金	16		
計	16	計	0

事業所管部局による点検・改善					
項目	評価	詳細に関する説明			
必須 項目 の 達成 状況	〇	広く国民のニーズがあるが、国費を投入しなければ事業目的が達成できないのか。			
	〇	地方自治体、民間等に委ねることができない事業なのか。			
	〇	国策的な政策目的(成果目標)の達成手段として位置づけられ、優先度の高い事業となっているか。			
	〇	競争性が確保されているなど支出先の選定は妥当か。			
	〇	受益者と負担関係は妥当か。			
事業 の 効果 性	△	単価当たりコストの水準は妥当か。			
	-	資金の流れの中間段階での支出は合理的なものとなっているか。			
	-	項目・使途が事業目的に照し必要のものに限定されているか。			
	〇	不効率が大い場合、その理由は妥当か。(理由を右に記載)			
	-	事業実施に当たって他の手段・方法等が考えられる場合、それと比較してより効果的な方法は低コストで実施できているか。			
	△	活動実績は見込みに見合ったものであるか。			
進捗 状況	-	関係した施設や成果物は十分に活用されているか。			
	-	類似の事業がある場合、他部局・他府県等と適切な役割分担を行っているか。 (役割分担の具体的な内容を各事業の右に記載)			
	-	事業番号			
点検 ・ 改善 結果		点検結果			
		改善の方向性			
	外部有識者の意見				
	点検対象外				
議決 通り	議決通り	成果実績は目標を達成していることから、引き続き雇職を余剰とされる者に対する再就職支援を図るため、効果的な事業の運営を行うとともに適正な執行に努めること。			
	議決通り	所見を踏まえた改善点/経費要求における反映状況			
	議決通り	備考			
関連する過去のレビューシートの事業番号					
平成23年	638	平成24年	656	平成25年	482

支出先上位10割リスト

A	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	廃利率
1	東京労働局	事業主に対する助成金の支給	33	-	-
2	愛知労働局	事業主に対する助成金の支給	16	-	-
3	福島労働局	事業主に対する助成金の支給	16	-	-
4	長野労働局	事業主に対する助成金の支給	15	-	-
5	神奈川労働局	事業主に対する助成金の支給	14	-	-
6	大阪労働局	事業主に対する助成金の支給	11	-	-
7	茨城労働局	事業主に対する助成金の支給	10	-	-
8	静岡県労働局	事業主に対する助成金の支給	10	-	-
9	埼玉労働局	事業主に対する助成金の支給	10	-	-
10	鹿児島労働局	事業主に対する助成金の支給	8	-	-

B.事業主	支出先	業務概要	支出額 (百万円)	入札者数	廃利率
1	A社	再就職支援の委託を行った事業主への助成	16	-	-
2	B社	再就職支援の委託を行った事業主への助成	10	-	-
3	C社	再就職支援の委託を行った事業主への助成	9	-	-
4	D社	再就職支援の委託を行った事業主への助成	8	-	-
5	E社	再就職支援の委託を行った事業主への助成	7	-	-
6	F社	再就職支援の委託を行った事業主への助成	6	-	-
7	G社	再就職支援の委託を行った事業主への助成	6	-	-
8	H社	再就職支援の委託を行った事業主への助成	5	-	-
9	I社	再就職支援の委託を行った事業主への助成	5	-	-
10	J社	再就職支援の委託を行った事業主への助成	5	-	-

資料出所: 厚生労働省

ジなどで具体的な内容が紹介されますが、以前から継続して行われている施策は、事業の名称程度しか紹介されていない場合があります。これに対して国では、各府省が行っている5,000を超える事業すべてについて、目的や事業内容、予算や執行状況（使途や支出先）、成果、点検結果などを記載した「行政事業レビューシート」を作成し、ホームページで公表しています。地方自治体でも、2015年度予算案の作成にあたり、長野県では同様の「事業改善シート」が849の事業について、埼玉県では「予算見積調書」が1,126の事業について作成され、公表されており、たとえば職業高校において、何台の機械が更新されたかといったことを、ホームページ上でチェックすることができます。市町村でも、栃木県佐野市では2013年度に執行された1,518の事業について「執行行政評価・各評価表」を、埼玉県所沢市では724の事業について「事務事業評価表」を作成・公表しています。

地方自治体に対する労働組合の政策・制度要請の実現力を高めていくため、まずは地方自治体に情報発信を求めていくことが重要です。

(注1) 例えば、コミュニティバスの受益者は、本来は住民のほうですが、市の施設を循環する路線になっていたりすると、施設を行き来して仕事をする市役所の職員には都合がよいですが、住民にはあまり役立たないことがあります。

（公契約のチェック）

民間企業が他の企業と契約を結ぶ際のポイントは、QCD（品質・価格・納期）であると言われていますが、これは地方自治体が民間企業と取り交わす契約（公契約）でも同様です。公契約が、手続きとして適正でなければならないことは当然ですが、それだけでなく、民間企業の目から見て、不適切な価格となっていないか、あるいは納期での納入が困難な発注時期になっていないか、価格と品質が見合っているかなどについて、民間人の目でチェックしていく必要があります。建設工事関係の契約に関しては、建設コンサルタントの活用が行われていますが、その他の契約に関しても、民間企業人や民間労働組合の目でチェックしていくシステムづくりが重要です。地方自治体で設置している契約監視委員会・入札監視委員会などは、学識経験者、法律家、会計士などで構成されている場合が多いものと思われませんが、民間企業の購買担当者や情報システム管理部門などのOB、民間労働組合などを加えていくことが効果的と思われる。

2. 地域におけるものづくり産業の生産拠点の維持・強化

①経済産業省が2015年度から展開する「ものづくりカイゼン国民運動」は、各地域に、ものづくり企業OBなどを、カイゼン活動の指導者（カイゼンインストラクター）として養成する「カイゼンスクール」を設置し、地元の中小企業などに「カイゼンインストラクター」を派遣して、現場の生産性向上を図ろうという取り組みである。

すでに、山形県米沢市、新潟県長岡市、群馬県、滋賀県野洲市においてカイゼンスクールが設置され、茨城県、静岡県、愛知県幸田町、三重県、和歌山県、広島県では2015年度設置予定、東京都、長野県、福井県、宮崎県延岡市で2016年度以降の開校をめざし検討中となっている。

すでに設置されている地域においては、労働組合として、カイゼンインストラクター人材の供給と、中小企業におけるカイゼンインストラクター活用の促進に向け、積極的に役割を果たしていく。（新規）

②カイゼンスクール未設置の地域では、地方自治体に対し、経済産業省の予算（中小企業・小規模事

業者人材対策事業)獲得に向け、先行して設置し、実施するよう要請していく。(新規)

③2013年6月に閣議決定された「日本再興戦略」では、従業員や第三者に対する事業承継に際し、助言、情報提供だけでなく、マッチング、M&Aなどに関する直接支援をワンストップで行うための「事業引継ぎ支援センター」を全国に設置することになっているが、現時点では、北海道、宮城、秋田、栃木、東京、長野、静岡、愛知、三重、大阪、岡山、広島、香川、愛媛、福岡、沖縄の16カ所に止まっており、あとは「相談窓口」が設けられているだけとなっている。
事業引継ぎ支援センターの設置されている都道府県では、労働組合として、その活用を促進する。また、センターから離れた地域におけるニーズについて調査し、必要があれば、そうした地域の利便性確保について、センターに要請する。(新規)

④事業引継ぎ支援センターの設置されていない府県では、地方経済産業局に対し、早急な設置を要請する。
事業承継支援はあくまで事業と従業員と顧客を守るためであって、経営者一族に財産を残すためではない、ということを確認しつつ、地方自治体に対し、地元金融機関、商工会議所、弁護士会、税理士会などと連携し、M&A専門家の確保、事業承継のための融資制度の拡充、債務カットや返済繰り延べを伴う事業承継のスキーム整備などを行っていくよう要請する。(補強)

⑤法務、人事・総務、財務・経理、貿易、国際ビジネスなどのビジネス実務を習得するための短期の通学講座を、商工会議所が実施している場合がある。こうした講座が実施されていない地域では、地方自治体に対し、大学、専門学校、商業高校、公民館などと連携し、中小企業に働く若者が容易に受講でき、地域のニーズに即した基礎的・実践的なビジネス実務を学ぶ場が開設されるよう要請する。(継続)

⑥地方自治体に対し、中小企業の海外ビジネス展開に対する支援策の中で、生産拠点の海外移転支援が行われていないかどうか確認し、支援策は販路拡大を目的としたものに特化していくよう要請する。(補強)

⑦地方自治体に対し、地元産業界などと協力しつつ、地元企業の中で、世界最先端の研究開発を行っている企業、固有技術を有している企業、製品・技術が人々の幸福に多大な貢献をしている企業、従業員を大事にしている企業、社会的に優れた仕事をしている企業、弱者のために貢献している企業などを、「感動できる会社」「地元で大切にしたい会社」としてピックアップし、広く紹介していくよう要請する。(継続)

(ものづくりカイゼン国民運動、事業引継ぎ支援センター)

円高是正やアジア諸国における人件費コストの急上昇などもあり、ものづくり産業でも、国内投資活発化の動きがあります。しかしながら、そのような外部環境が改善したとしても、現実に、地域において投資を受け入れる環境整備ができていなければ、投資を呼び込むことはできません。これまで地方自治体では、工業団地の造成や企業立地補助金などの企業支援策・企業誘致策に取り組んできましたが、地元のものづくり企業の競争力の強化が、投資促進に向け、きわめて重要となります。

いわゆるカイゼン・ムダとり・3S(4S、5Sとも)といった生産プロセスの改善は、大企業で

は当たり前のことですが、大企業系列ではない、地域の中小企業では、根づいていない場合が少なくありません。もちろん費用をかければ、コンサルタントを活用することもできますが、コンサルタント費用を捻出できない中小企業も放っておかれてよいわけではありません。

事業承継も同様で、経営者の高齢化によって常用雇用者の63%が働いている中小企業が廃業すれば、雇用の場が失われ、中小企業の持つ高度な技術・技能が消滅することになります。事業承継のためにコンサルタントを活用しようとするれば、実費以外に相当なコンサルタント費用が必要となります。

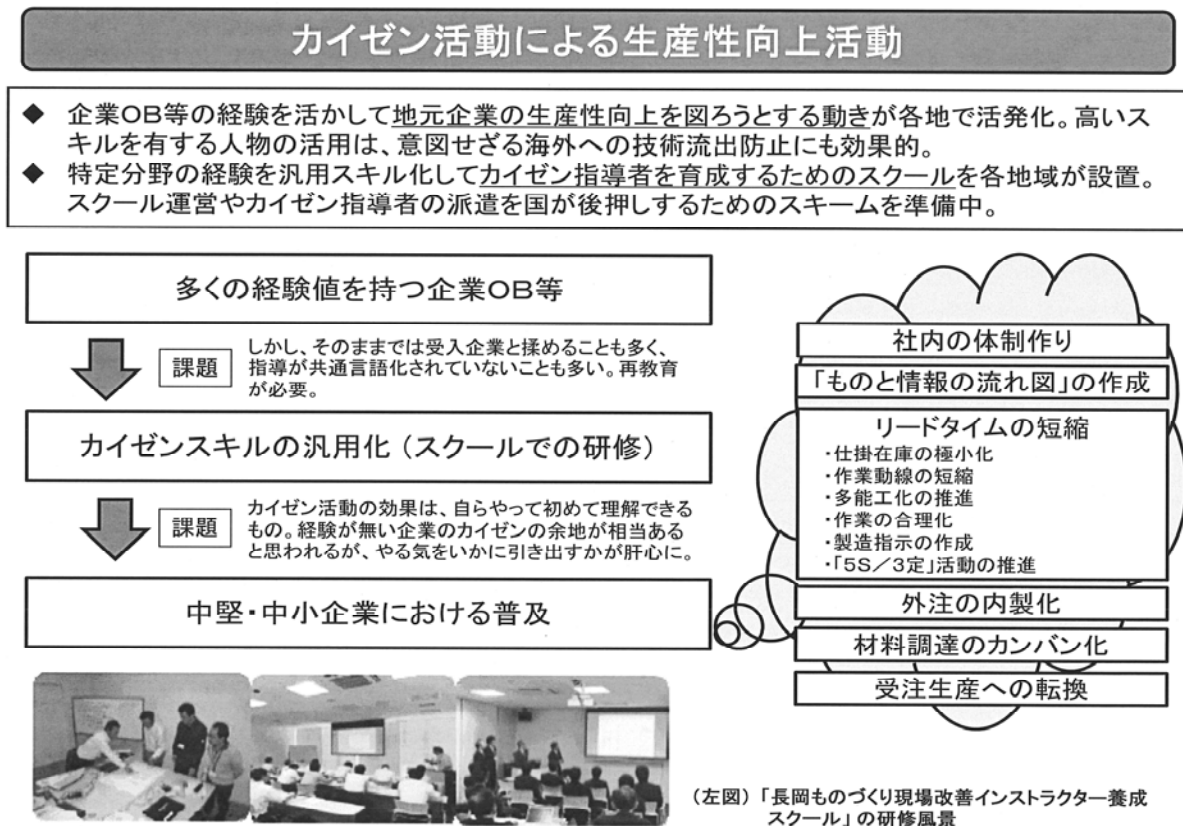
こうした状況に対応するため、経済産業省では

*各地域に、ものづくり企業OBなどを、カイゼン活動の指導者（カイゼンインストラクター）として養成する「カイゼンスクール」を設置し、地元の中小企業などに「カイゼンインストラクター」を派遣して、現場の生産性向上を図る「ものづくりカイゼン国民運動」

*中小企業における、とりわけ従業員や第三者など親族以外の者に対する事業承継に際し、マッチング、M&Aなどに関する直接支援をワンストップで行う「事業引継ぎ支援センター」

といった取り組みを展開しています。地域におけるものづくり基盤の維持・強化、地元中小企業の雇用の維持・創出、中小企業の保有する技術・技能の継承・育成などとともに、ものづくり企業のOB人材に地元で活躍してもらう観点からも、きわめて重要な取り組みです。しかしながら現時点では、カイゼンスクールや事業引継ぎ支援センターは全国で展開されているわけではありませんので、未設置の地域では、地方自治体や地方経済産業局に対し、その設置を求めていかななくてはなりません。

資料 ものづくりカイゼン国民運動のスキーム



資料出所：経済産業省

（ビジネス実務）

東京商工会議所では、企業の人材育成に向け、法務、人事・総務、財務・経理、貿易、国際ビジネスなどに関し、半日～2日間の通学の研修講座を開設し、受講者は年間約7,000名に達しており、OJTや専門的な学習に進むための第一歩としての役割を果たしているものと考えられます。各地域の商工会議所において、こうした取り組みが困難な場合には、行政の旗振りの下で、地域のニーズに即した基礎的・実践的なビジネス実務を学ぶ場を開設することが必要となっています。

資料 商工会議所で実施している通学講座（半日～2日間）の実例

法 務	ビジネス法務入門、契約法務、会社経営の法務、債権管理・回収、労働法実務
人事・総務	就業規則、社会保険実務、総務スタッフ入門、給与計算、海外赴任者の労務管理・給与・社会保険・税務、高齢者賃金、採用
財務・経理	経理担当者の基礎実務・レベルアップ、財務分析、原価計算、資金繰り、決算書
貿 易	貿易実務、通関、原産地証明
国際ビジネス	国際売買契約、国際税務

資料出所：東京商工会議所

（海外展開支援）

地方自治体では、中小企業の海外ビジネス展開の支援として、見本市・商談会の開催やその出展支援、ミッションの派遣、現地パートナーやバイヤーとのマッチング、アドバイザー業務、現地情報の収集と提供、貿易実務講座の実施、セミナー開催などを行っているところも多く、海外に支援のための駐在員事務所を設置しているところもあります。こうした支援は、あくまで国内の地元の雇用を維持し、創出する観点から行われる必要があります。従って、生産拠点の海外移転支援ではなく、販路拡大を目的としたものに特化していくことが重要です。

3. 工業高校教育の強化

- ①労働組合として、地元の工業高校、工業科を持つ総合制高等学校、総合学科を持つ高等学校を見学し、
- 安全衛生の意識が校内で徹底しているか。
 - 卒業生が、機械や工具の扱い方など基本的な知識・技能を習得しているか。地場の企業が求める技能や、ものづくりに取り組む姿勢を身につけているか。
 - ジュニアマイスター顕彰制度などへの取り組み状況はどうか。
 - 就職支援活動はどうか。
 - 小・中学校や地域と積極的な関係を築いているかどうか。
- などについて、教職員と情報交換・意見交換を行う。（補強）
- ②都道府県に対し、地域の実情に応じ、工業高校は就職実績が優れており、またものづくり産業は3年離職率が低水準となっているなど、工業高校が進学先として魅力を持っていることについて、積極的に情報発信するよう要請する。工業高校の3年離職率を公表するよう要請する。工業高校について安易な統廃合を行わず、男女ともに学びやすい環境整備に努めるよう要請する。（継続）

- ③全国工業高等学校長協会が実施している「ジュニアマイスター顕彰制度」は、多くの工業高校生の目標になっているが、2014年度の1校あたり認定数は、長崎県の76.1件に対し東京は3.5件となっており、学校ごと、地域ごとに取り組みに大きな差がある。
労働組合として、「ジュニアマイスター顕彰制度」に限らず、そのほかの取り組みも含め、工業高校で子どもたちや地域にとって魅力ある学校づくりが行われているかどうか、状況を把握し、都道府県に対し、必要な要請を行っていく。(継続)
- ④工業高校などにおいて、教諭の職務を助け、準備や後片付けだけでなく、実習の指導、指導計画の作成、成績評価を行う「実習助手」については、名称とその職務とに乖離があり、教育現場で混乱が生じていることから、都道府県の判断で実習教諭、実習教師、実習講師などの名称を使用しているところもある。都道府県に対し、その役割の重要性を踏まえ、職務に見合った名称への変更や、待遇改善を行っていくよう要請する。(継続)
- ⑤都道府県に対し、工業高校の保有する実習用の設備機械について、設備年齢を総チェックし、必要な更新を行っていくよう要請する。また工業高校で必要としている機械のリストを公表し、地元企業に対し寄付を募るよう、提案する。(継続)
- ⑥都道府県に対し、工業高校における実習材料費の公費負担を拡充するよう要請する。(継続)
- ⑦熟練技能者を「ものづくりマイスター」として認定し、工業高校や中小企業において実技指導を行う「若年技能者人材育成支援等事業」については、都道府県労働局や地方自治体に対し、とくに金属産業関係において、「ものづくりマイスター」の認定や実技指導が活発化するよう提案する。(新規)
- ⑧労働組合として、「若年技能者人材育成支援等事業」に関する都道府県労働局、都道府県職業能力開発協会、都道府県、および各工業高校の連携の状況を確認し、さらに連携強化を図るよう要請する。都道府県労働局や都道府県職業能力開発協会に対し、各都道府県に設置される「若年技能者人材育成支援等事業」に関わる連携会議、部会、分科会などにおいて、ものづくり産業の労働組合の代表がメンバーとして加わっていない場合には、参加できるよう働きかける。(新規)

(ジュニアマイスター顕彰制度)

図表1 工業高校生に対するジュニアマイスター顕彰制度の認定状況
(2014年度実績)

都道府県	加盟校数 (工業高校)	認 定 数			1校あたり 認定数	同(2013 年度)
		ゴールド	シルバー	合計		
北海道	19	162	215	377	19.8	22.1
青森	13	159	305	464	35.7	37.5
岩手	13	71	259	330	25.4	28.1
宮城	16	45	111	156	9.8	10.9
秋田	11	69	143	212	19.3	18.9
山形	11	76	143	219	19.9	16.5
福島	16	58	187	245	15.3	16.3
茨城	13	40	84	124	9.5	14.1
栃木	13	72	133	205	15.8	17.9
群馬	12	62	121	183	15.3	12.9
埼玉	18	21	121	142	7.9	7.7
千葉	8	11	25	36	4.5	4.5
東京	33	33	81	114	3.5	2.7
神奈川	13	22	36	58	4.5	5.9
山梨	7	30	67	97	13.9	15.0
新潟	11	49	106	155	14.1	11.6
長野	15	38	63	101	6.7	7.5
富山	8	43	158	201	25.1	31.8
石川	10	146	204	350	35.0	29.2
福井	8	64	92	156	19.5	29.9
静岡	17	40	50	90	5.3	6.3
愛知	28	211	459	670	23.9	22.5
岐阜	11	94	116	210	19.1	24.2
三重	10	81	116	197	19.7	16.9
滋賀	9	31	43	74	8.2	7.4
京都	6	21	41	62	10.3	13.5
大阪	29	40	116	156	5.4	4.9
兵庫	21	85	194	279	13.3	16.8
奈良	4	13	39	52	13.0	8.8
和歌山	7	8	19	27	3.9	4.4
鳥取	5	13	38	51	10.2	10.0
島根	4	20	48	68	17.0	15.8
岡山	18	143	287	430	23.9	22.3
広島	14	59	141	200	14.3	14.3
山口	18	151	199	350	19.4	16.8
徳島	4	15	52	67	16.8	27.3
香川	7	49	76	125	17.9	14.7
愛媛	10	100	130	230	23.0	18.3
高知	6	22	94	116	19.3	15.7
福岡	24	291	455	746	31.1	29.3
佐賀	8	48	113	161	20.1	27.1
長崎	9	187	498	685	76.1	87.0
熊本	14	256	537	793	56.6	51.3
大分	12	142	171	313	26.1	23.4
宮崎	11	128	204	332	30.2	35.1
鹿児島	21	277	401	678	32.3	36.2
沖縄	9	70	101	171	19.0	23.0
全国	604	3,866	7,392	11,258	18.6	19.0

(注)1. ジュニアマイスター顕彰制度は、全国工業高等学校長協会が実施するもので、工業高校生が取得した資格や合格した検定試験、コンクールなどの成績を得点に換算して顕彰する制度。

2. 加盟校数は、同協会加盟校数。

3. 資料出所：全国工業高等学校長協会資料より金属労協政策企画局で作成。

(工業高校の魅力)

2015年3月高等学校卒業予定者の就職内定状況（2014年12月末時点）を見ると、景気の状態を反映し、総じて好調となっていますが、工業科の就職内定率は96.0%に達しており、普通科（81.7%）をはるかに凌駕するとともに、内定率2番目の看護（92.6%）を3.4%ポイント上回る状況となっています。

また、高校卒業就職者の3年離職率（卒業後3年目までの離職率）を就職先の産業ごとに見ると、2011年3月卒の場合、産業計では39.6%に達していますが、製造業では27.3%、金属産業では23.5%と大幅に低くなっており、大学卒の産業計（32.4%）よりも低い状況にあります。

これらは、

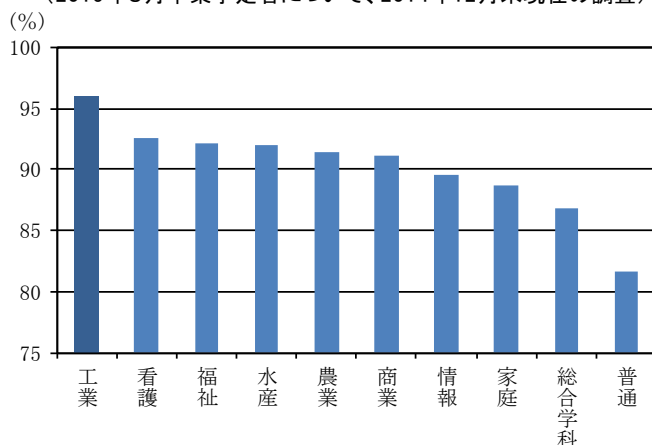
*工業科に対する労働力需要の高さ。

*相対的に見れば、他の産業に比べ、金属産業が良質な雇用を提供していること。

を示しているものと思われますが、円高是正により、ものづくり産業の国内投資が活発化している中で、人材が確保できないために国内投資が抑制されるという事態が生じれば、わが国の成長にとって著しい機会損失となってしまいますし、働く者にとっても、良質な雇用の場の機会損失となります。中学生に対して工業高校の魅力をより積極的に情報発信するとともに、ものづくり立国日本にとって、工業高校は「国の宝・地域の宝」であることが、より広く認識されるようにしていく必要があります。

文部科学省では、学術（アカデミック）大学と専門職業大学とを明確に区分けしようという動きもありますが、「技能オリンピック（技能五輪国際大会）」の出場資格がU22（一部の職種を除き、大会開催年に22歳以下であること）であることが象徴しているように、ものづくり産業の現場では、工業高校教育の拡充のほうが重要であることは明らかです。

図表2 高等学校の学科別就職内定率
(2015年3月卒業予定者について、2014年12月末現在の調査)



資料出所：文部科学省

図表3 高校卒業就職者の産業別3年離職率
(2011年3月卒)

産業	就職者数 (人)	3年目までの離職者数 (人)	離職率 (%)
産業計	158,225	62,733	39.6
製造業	65,832	17,986	27.3
金属産業計	38,968	9,144	23.5
鉄鋼業	3,541	692	19.5
非鉄金属製造業	1,287	273	21.2
金属製品製造業	5,303	1,898	35.8
機械関係	28,837	6,281	21.8
非製造業	92,393	44,747	48.4
大学卒(産業計)	377,606	122,197	32.4

資料出所：厚生労働省

図表4 「実習助手」以外の名称を用いている例(高度な職務にあたる者を区分している場合を含む)

都道府県	管理規則上の補職名、 または呼称	管理規則上の職務内容
北海道	指導実習助手	実験又は実習に関する専門的な事項について教諭の職務を助ける。
青森	(呼称)実習教諭又は実習講師	
岩手		
宮城	実習教諭	実験又は実習についての高度な専門的な事項について、教諭の職務を助け、あわせて実験又は実習に関する教育計画についての連絡調整並びに実習講師及び実習助手の実務の指導に当たる。
	実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助け、あわせて実習助手の実務の指導に当たる。
秋田		
山形	実習教諭	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務を担当する。
	実習講師	実験又は実習について、教諭の職務を助ける業務に従事する。
福島	実習教諭、主任実習講師	学校に、必要に応じ、実習教諭、主任実習講師及び実習講師を置く。 実習教諭及び主任実習講師は、校長の監督を受け、実験又は実習に関する指導業務を処理する。
	実習講師	校長の監督を受け、実験又は実習に関する指導業務に従事する。
東京	専修実習助手	困難度の高い職務を果たす上位の職。
神奈川	(呼称)実習指導員	
埼玉	主任実習助手	校長の監督を受け、実習助手の職務で相当困難なものに従事する。
千葉	職員(教員)職(実習助手)	
茨城	実習教諭	校長の監督を受け、特に困難な実験又は実習に関する指導業務を処理する。
	実習講師	校長の監督を受け、困難な実験又は実習に関する指導業務に従事する。
栃木	主任実習助手	
群馬		
山梨	実習教諭	農業・工業又は商業に関する学科の実習助手で、別に定める資格を有するものをもって充て、実験又は実習について、必要があるときは、教諭の職務をつかさどることができる。
	実習講師	実習助手をもって充て、実験又は実習について、教諭の職務を助け、学校運営上必要があるときは、教諭に代わって実験又は実習をつかさどることができる。
新潟	(呼称)実習教諭又は実習教員	実習助手については、委員会が別に定めるところにより、実習教諭又は実習教員と称することができる。
長野	実習担任教諭	実験又は実習のうち専門的な事項をつかさどり、かつ、実験又は実習について教諭の職務を助ける。
富山	実習教諭	実験又は実習について教諭の職務を助け、担当業務を処理する。
石川		
福井		
愛知	実習教師	校長の監督を受け、実験又は実習に関する専門的な事項について教諭の職務を助ける。
岐阜	実習教諭	実験又は実習について教諭の職務を助け、かつ、主として実験又は実習のうち専門的な事項に従事する。
静岡		
三重	教諭兼実習助手	実習に関する高度の専門的な事項をつかさどり、かつ、実習教育に従事する。
大阪	統括実習助手	
兵庫		
京都	主任実習助手	上司の命を受けて分担する校務を処理する。
滋賀	実習教諭	実験または実習の指導にあたる。
奈良		
和歌山		
鳥取	実習教諭	上司の命を受け、実験又は実習について、教諭の職務を助け、生徒の指導に当たる。
島根	実習主任	実習主任は、高度の技術又は経験に基づき、実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
岡山	実習教諭	上司の命を受け、実験又は実習について生徒の指導に当たる。
	主任実習助手	上司の命を受け、実習助手の間の連絡調整に当たる。
広島	主任実習助手(呼称)実習教諭	上司の命を受け、所定の業務に従事する。(実習教諭又は図書教諭と称することができる)
山口	主任助手(理科等)	困難な実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
徳島	実習主任	教諭を助け実習をつかさどる。
香川	実習指導員(呼称)実習教諭	実験又は実習について、実習助手を指導し、教諭の職務を助ける。
愛媛	実習助教諭	上司の命を受け、担任職務に従事する。
高知	主任実習助手	校長の監督を受け、高度の専門的な業務に従事し、実習助手の指導に当たる。
福岡	主任実習助手	実験又は実習に関する専門的な事項について教諭の職務を助ける。
	実習教諭	実験又は実習に関する高度の専門的な事項について、教諭の職務を助ける。
	実習教師	実験又は実習に関する専門的な事項について、教諭の職務を助ける。
佐賀		
長崎	主任実習助手	(職務規定無し)
熊本		
大分	実習教諭	実験又は実習に関する専門的な事項について、教諭の職務を助ける。
宮崎	実習教師	上司の命を受け高度な実験又は実習について、教諭の職務を助ける。
鹿児島	(呼称)実習教師	実習助手のうち、実習を担当する教諭の普通免許状を有し、又は別に教育長が定める資格認定要件を満たし、かつ、実験又は実習の指導を行う能力が十分であると認められる者を、実習教師と称せしめることができる。
沖縄		

資料出所：日教組、東京都教育庁資料より金属労協政策企画局で作成。

（工業高校の設備機械）

工業高校の重要性はますます高まってくるものと思われませんが、一方で、その設備は老朽化が指摘されています。たとえば長野県では、職業科設置高校（32校）より約200点、7億円を超える産業教育設備の更新要望が出されていますが、実際の更新は2014年度に14品目、2015年度予算では6品目にすぎません。（なお、2013年度には、地域の元気臨時交付金を充当し70品目を整備）

一方、埼玉県の詳細な専門高校（39校）では、予算ベースで2013年度に1億758万円、2014年度5,597万円、2015年度に1億467万円が計上され、2013年度に16校23点、2014年度に13校14点の整備となっています。大分県では、2013年度に12校の農業高校・工業高校に対し、7,300万円をかけて17品目の設備の更新を行っています。

（工業高校における実習助手）

工業高校では、機械科、電気科などの専門学科ごとに、教諭5人に対し実習助手2人が配置され、「機械実習」「電気実習」「製図」など、実習を伴う授業の指導を行っています。準備や後片付けだけでなく、指導計画の作成や成績評価も行うなど、実質的に技術・技能教育の最前線で生徒の指導にあたっており、多くの実習助手は校務分掌を分担し、部活動の指導を行っているにもかかわらず、待遇が恵まれていなかったり、出張ができないなど活動が制限される状況となっています。実習助手の半数は教員免許を取得しており、取得していない場合でも、認定講習によって教員免許を取得することができます。工業高校の教育の根幹は言うまでもなく実習であり、「実習助手」については、職務に見合った名称・待遇・活動を確立する必要があります。

（ものづくりマイスター）

熟練技能者を「ものづくりマイスター」として認定し、工業高校や中小企業において実技指導を行うことなどを内容とする「若年技能者人材育成支援等事業」は、国の予算から各都道府県の職業能力開発協会などが委託を受けて実施しています。2015年2月時点の「ものづくりマイスター」認定状況を見ると、のべ6,308名のものづくりマイスターのうち、金属産業関係は、調整や整備を含めても1,866名で、約3割と比率としてやや低い状況にあります。また都道府県ごとの取り組みの違いも大きいものと見られ、たとえば東京で2013年度に行われた「ものづくりマイスター等派遣事業」の実績を見ると、工業高校への派遣479人日のうち金属産業関係は5人日、中小企業への派遣も190人日のうち6人日にすぎません。

*ものづくり産業の中でも1人あたり付加価値が高く、また市場がグローバルに広がっている金属産業で働く人材の育成は、わが国の成長力をより高めることになる。（2013年の就業者1人あたり名目GDPは、金属産業880万円、石油・石炭製品を除く製造業856万円、建設業541万円）

*ものづくり産業の国内投資が活発化している中で、人材が確保できないために国内投資が抑制されるという事態が生じれば、わが国の成長にとって著しい機会損失となる。

*建設業関係では、金属産業関係を超える数の「ものづくりマイスター」が認定されている。2020年の東京オリンピック・パラリンピックに向け、建設業における労働力需要が高まっているものの、その後については、人口・財政の両面で制約要因があることに留意する必要がある。

という観点から、とくに金属産業関係における技術・技能人材の育成に向け、積極的な制度の活用が行われるよう、促進していくことが必要です。

4. ものづくり教室の展開

- ①労働組合として、地方連合金属部門連絡会などを中心に、組合員・OBの参画を募り、小学生などを対象とする「ものづくり教室」を開催する。(継続)
- ②労働組合として「ものづくり教室」を開催するのに際し、予算、参加者募集、会場確保などの点で必要な場合には、都道府県職業能力開発協会が国の委託を受けて実施している「若年技能者人材育成支援等事業」や、地方自治体との連携を図る。(新規)

ひところ若者の理工系離れが指摘されていましたが、地方自治体や専門家が開催する工作教室、実験教室は活況を呈しており、ものづくりや科学に対する子どもたちの興味が薄れているわけではないことがわかります。ものづくりの魅力を子どもたちに伝えるために、金属労協が2003年に開始した小学生などに対する「ものづくり教室」は、いまや全国32都道府県の金属の労働組合で毎年開催されるところとなっています。一般的に、地方自治体などが開催するものづくり教室は、木工などが多く、金属を使用したもの、機械の組み立てなどは多くないことから、金属の地方組織を中心とした「ものづくり教室」を全国で展開していくことが重要です。

5. 「良質な雇用」の確立

- ①労働組合として、地域の学校における「総合的な学習の時間」の学習内容について情報収集を行い、働くために必須の実践的・具体的な労働法の知識の指導が行われていない場合には、地方自治体に対し、その実施を要請する。(新規)
- ②地方自治体に対し、勤労者や経営者に労働法の周知徹底を図るための労働講座の開設を要請する。すでに開設されている場合には、講座の内容が勤労者の保護と労働条件の向上に資するものとなっているかどうか、活用度合いなどをチェックし、必要な改善策を要請する。(新規)

(労働法教育)

「良質な雇用」の確立は、地域における最重要課題のひとつですが、そのためには、若者をはじめとする勤労者、そして経営者が、労働法の知識を習得していることが、まず大前提となります。

文部科学省の「学習指導要領解説（総合的な学習の時間編）」では、「総合的な学習の時間」の学習対象として、

- * 中学校・・・職業の選択と社会への貢献、働くことの意味や働く人の夢や願い
- * 高等学校・・・職業の選択と社会への貢献及び自己実現、働くことの意味や働く人の夢や願い、社会的責任

といったことが例示されており、働くために必須の実践的・具体的な労働法教育はこれに沿ったものと考えられます。

資料 大分県が実施している労働講座

事業名	労働講座等教育費	事業期間	昭和 40 年度～平成 年度	上位の施策名	県民総ぐるみによる教育の推進
				担当課・局・室名	労働福祉課
【目的、現状・課題】					
目的	対象 労働者、使用者、学生 意図 労働関係法令を周知する	現状・課題	労働時間、休日・休暇、解雇、退職など労働関係法令に関するトラブルが散見されるので、労働関係法令の情報を提供し、職場でのトラブルを未然に防止しなければならない。		
【事業の実施状況】 (単位：千円)					
活動名	活動内容	執行形態	事業主体	コスト	23年度 24年度 25年度 26(予算)
労働講座 出前講座 啓発資料の発行	労働問題に関する講演会の開催(7回、411名受講) 労働法令の基礎知識に関する講座開催(87回、6,084名受講) 労働情報機関誌を隔月発行(500部) 労働者向け啓発資料の発行(5,000部) 使用者向け啓発資料の発行(5,000部) 学生向け啓発資料の発行(13,000部) 高校生向け名刺判リーフレット発行(13,000部) パート・ワーカー対策啓発資料の発行(5,000部)	直接実施	県	総コスト 11,356 11,539 11,601 11,821 事業費 1,356 1,539 1,601 1,821 うち一般財源 1,356 1,539 1,601 1,821 うち繰越額 人件費 10,000 10,000 10,000 10,000 職員数(人) 1.00 1.00 1.00 1.00	
※「うち一般財源」と「うち繰越額」は重複する場合がある。					
【事業の成果等】					
事業の成果	労働講座と啓発資料を活用した出前講座で計6,495名の受講者があり、労働関係法令の周知が図られた。	活動指標	指標名(単位)	事業の実績	最終目標
			労働講座の開催(回)	7	7
			出前講座の開催(回)	83	87
成果指標	指標名(単位)	達成度	23年度 24年度 25年度 26年度	最終達成(年度)	評価
	指標の受講者数(人)	目標値 2,600 実績値 6,332 達成率 243.5%	3,000 5,702 190.1%	3,500 4,000 185.6%	達成
【県が実施する必要性】					
検証の視点	検証結果	活動根拠	説明		
国・市町村・民間団体との役割分担を踏まえ、県による実施が必要か	県による実施が必要	個別労働関係紛争解決促進法、男女雇用機会均等法、パートタイム労働法、育児・介護休業法	法律で県は国の施策と相まって地域の実情に応じて、個別労働関係紛争を未然に防止するため、労使への情報提供を推進するものとされている。また、労働問題は市町村の枠を超えた領域として扱われる事柄であり、労働講座等を県内全域で実施する必要があることから、今後も県による実施が必要である。		
【実施方法の効率性】					
検証の視点	検証結果	25年度までの主な効率化の取組状況		効率性指標	左の計算式
事業の簡素化、実施方法の見直し(業務の民間委託など)を図っているか	図っている(拡大困難)	・ホームページへの掲載や隔月発行への切り替えにより、労働情報機関誌の発行部数を削減(1121～)		23年度 25年度 2 2 千円/人 千円/人	総コスト / 成果指標の実績値
【総合評価】					
方向性	現状維持	方向性の判断理由 労働関係法令に関するトラブルが散見されるため			
改善計画等	・労働基準、男女雇用機会均等、育児・介護休業、労働・社会保険に関して、出前講座の実施及び啓発資料の活用による情報提供 ・これから働くことになる高校生への出前講座を増やすために、高校への講座開催の働きかけ ・国と県の役割を踏まえ連携して事業を実施(国の役割：使用者への指導監督・全国一律の情報提供、県の役割：県の実情に応じた情報提供)				

資料出所：大分県

地方自治体でも、労働法講座が開設されていますが、労働法違反が単なる契約違反に止まらず、人権侵害に直結することからすれば、たとえば防火管理者講習と同様の重要性をもって、勤労者や経営者に対し労働法教育を行っていくことが必要です。

6. 家庭と仕事の両立支援

- 労働組合として、2015年4月より稼動する「子ども・子育て支援新制度」の効果・影響について調査を行い、必要な場合には、地方自治体に対し、あるいは都道府県、市町村に設置される「子ども・子育て会議」の場を通じて、改善の要請を行う。(新規)
- 労働組合として、工業団地や地域の事業所が共同して保育所を設置するよう、地元産業界、企業に提案していく。
地方自治体に対し、「子ども・子育て支援新制度」の下で「地域型保育事業」として認可される事業所内保育施設に関し、以下の対応を行うよう要請する。
* 地域の実情に即した地域枠(地域住民の子どもを受け入れ枠)の設定。
* 3歳以上児の保育に対する、特例地域型保育給付の支給。
* 「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」の設置費・増築費が受給できない事業所内保育施設に対する施設整備費の補助。(新規)
- 地方自治体に対し、「子ども・子育て支援新制度」で謳われている「余裕教室の徹底活用」の方針に

基づき、放課後児童クラブだけでなく、校庭と給食調理場の要件を満たす小学校・中学校における保育所、地域型保育事業（小規模保育事業、事業所内保育事業）の設置を促進するよう要請する。とりわけ地方自治体として、財産区分、貸借契約、光熱水費の負担の決定などに関し、手続きの標準化を行うよう提案する。（補強）

- ④地方自治体に対し、学童保育の質の改善に向け、運営主体は公立公営、社会福祉協議会、学校法人、社会福祉法人、民間企業を基本とし、地域運営委員会や保護者会によるものは、可能な限り移行させていくよう要請する。（継続）
- ⑤地方自治体に対し、保育士、放課後児童支援員の賃金・労働条件がその重責に即したものとなるよう、改善を要請する。（継続）
- ⑥全国では、ほぼ25万人程度の介護・看護離職者が存在しているが、地方自治体に対し、地域の介護離職の実態について把握し、介護離職が発生しないよう、個別情報の収集体制・支援体制を構築するよう要請する。（新規）
- ⑦地方自治体に対し、住まい・医療・介護・予防・生活支援を一体的に提供する地域包括ケアシステムの中で、特別養護老人ホームをはじめとする施設介護について、待機状況を把握し、積極的な増設促進を行っていくよう要請する。（補強）
- ⑧労働組合として、介護職員を対象とする特定最低賃金の創設に向け、組織内に介護職員が在籍しない場合においても、金属産業における特定（産業別）最低賃金の取り組みノウハウを共有化できるよう、関係組織との連携を図る。（新規）

（事業所内保育施設）

2015年4月より「子ども・子育て支援新制度」が稼動しますが、事業所内保育施設に関しては、従来、一律認可外の取り扱いで、労働保険特別会計の「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」の支給を受けていました。「新制度」の下で要件を満たした場合には、地域型保育事業として認可され、運営費（地域型保育給付）の支給を受けることができますが、「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金（運営費）」との併給ができず、3歳以上児に対する運営費の支給は、原則として市町村の判断（特例地域型保育給付）となります。「新制度」は結局、従来同様、幼保一元を前面に出した制度設計となっているため、保育施設の拡充には困難が予想されます。国の施策で不十分なところには、地方自治体に対応を促していかなくてはなりません。

資料 労働保険特別会計「事業所内保育施設設置・運営等支援助成金」に関する2015年度の改正

① 支給額について

- ◆設置費、増築費は、変更はありません。
- ◆運営費は、平成27年7月の申請以降、次のとおり変更を予定しております。
 - 【支給額】① 年間の1日平均保育乳幼児数1人当たり
 - 中小企業 年額45万円（上限額1,800万円）
 - 大企業 年額34万円（上限額1,360万円）
 - ② 体調不良児を預かる場合
 - 中小企業、大企業 ①または②の額+165万円
- 【支給対象期間】運営を開始した日から連続する5年間

※平成24年10月30日以前に計画の認定申請を行い労働局長の認定を受けた事業主等及び平成26年度までに運営費の支給申請を行った事業主等については、平成26年度予算の内容を適用した助成額となります。

② その他の支給要件の変更について

- ◆設置済みの事業所内保育施設に空きスペースがある場合、小学校就学の始期に達した児童についても、児童と乳幼児を預かる場所を区分し、預かる者を別に配置するときには、事業所内保育施設を利用してよいこととする予定です。
 - ※事業所内保育施設の設置当初から、児童を預かる目的で空きスペースを作った場合、そのスペースについては設置費の支給対象とならず、備って受給した場合、助成金は返還していただきます。
 - ※児童の預かりに係る費用についての助成はありません。
- ◆事業主団体を構成する事業主の全てが中小企業に該当する場合、この事業主団体についても、中小企業の助成率、助成額を適用する予定です。

③ 子ども・子育て支援新制度関連について

- ◆設置費、または増築費の受給をした場合であっても、子ども・子育て支援新制度の地域型保育の事業所内保育事業から給付を受けることができます。この場合、助成金の運営費の受給はできません。
- ◆助成金の設置費、増築費を受給後、子ども・子育て支援新制度の地域型保育の事業所内保育事業から給付を受けた場合であっても、助成金の支給要件を満たす事業主については、設置費、または増築費を返還する必要はありません。
 - ※新制度の事業所内保育事業以外から給付を受けた場合は設置費・増築費の返還が必要です

資料出所：厚生労働省

(小・中学校への保育所の併設)

文部科学省が2014年に行った「学校施設と他の公共施設等との複合化に関する実態調査」によれば、回答のあった30,265の小学校・中学校のうち、保育所が設置されているのは112校に止まっています。2015年4月に稼働する「子ども・子育て支援新制度」では、「余裕教室の徹底活用」として放課後児童クラブの設置が打ち出されていますが、小学校の5割、中学校の3割に給食の単独調理場があること、校庭を備えていること、三大都市圏において複合化が進んでいること、からすれば、小学校・中学校への保育所の併設は有利なはずであり、積極的に促進していくことが重要です。現実には、文部科学省の領域と厚生労働省の領域がからみあい、現場では煩雑な問題を検討し、解決しなくてはならない状況にあり、実際に余裕教室を保育所に転用した事例を見ると、財産区分、貸借契約、光熱水費の負担など、それぞれ異なった対応がとられていることから、こうした手続きを標準化することにより、小学校・中学校への保育所の併設が促進されるものと思われます。

図表5 公共施設等と複合化している小・中学校数(複数回答)

(校)

施設の種類	学校数	施設の種類	学校数
放課後児童クラブ	6,333	プール	32
地域防災用備蓄倉庫	5,553	博物館等	22
公民館等	443	その他の社会福祉施設	14
児童館等	361	障害者支援施設等	11
給食共同調理場	153	民間施設	6
保育所	112	病院・診療所	5
老人デイサービスセンター等	111	消防団施設	4
体育館等	110	特別養護老人ホーム	2
行政機関	49	その他	28
図書館	45	複合化している学校計	10,567
		学校総数	30,265

(注)1. 回答のあった1,783自治体に関するデータである。

2. 資料出所：文部科学省「学校施設と他の公共施設等との複合化に関する実態調査結果」2014年5月1日時点

図表6 公立小・中学校の給食実施状況(2012年5月1日現在)

都道府県	小学校			中学校			都道府県	小学校			中学校		
	学校数	単独調理場方式	百分比	学校数	単独調理場方式	百分比		学校数	単独調理場方式	百分比	学校数	単独調理場方式	百分比
北海道	1,117	370	33.1	611	178	29.1	京都	407	300	73.7	109	19	17.4
青森	302	42	13.9	148	16	10.8	大阪	1,015	780	76.8	68	31	45.6
岩手	350	56	16.0	162	6	3.7	兵庫	781	443	56.7	189	37	19.6
宮城	415	125	30.1	203	38	18.7	奈良	205	115	56.1	71	27	38.0
秋田	232	67	28.9	122	30	24.6	和歌山	243	129	53.1	78	19	24.4
山形	281	130	46.3	97	32	33.0	鳥取	135	14	10.4	48	1	2.1
福島	472	181	38.3	194	42	21.6	島根	226	22	9.7	95	3	3.2
茨城	538	125	23.2	230	35	15.2	岡山	407	184	45.2	158	51	32.3
栃木	390	170	43.6	160	61	38.1	広島	506	289	57.1	162	23	14.2
群馬	328	82	25.0	166	39	23.5	山口	315	144	45.7	157	44	28.0
埼玉	813	360	44.3	420	132	31.4	徳島	190	64	33.7	85	29	34.1
千葉	836	411	49.2	383	133	34.7	香川	175	49	28.0	72	8	11.1
東京	1,300	1,132	87.1	617	427	69.2	愛媛	318	89	28.0	136	20	14.7
神奈川	858	748	87.2	104	8	7.7	高知	185	81	43.8	69	19	27.5
新潟	519	282	54.3	236	88	37.3	福岡	752	609	81.0	294	130	44.2
富山	195	125	64.1	81	36	44.4	佐賀	173	73	42.2	72	23	31.9
石川	225	117	52.0	93	40	43.0	長崎	373	125	33.5	147	35	23.8
福井	197	119	60.4	72	24	33.3	熊本	395	170	43.0	166	36	21.7
山梨	184	82	44.6	86	17	19.8	大分	291	77	26.5	129	4	3.1
長野	374	138	36.9	186	62	33.3	宮崎	245	105	42.9	135	42	31.1
岐阜	373	92	24.7	186	43	23.1	鹿児島	555	110	19.8	235	54	23.0
静岡	511	224	43.8	256	83	32.4	沖縄	272	42	15.4	149	21	14.1
愛知	980	410	41.8	414	53	12.8	計	20,562	9,936	48.3	8,214	2,328	28.3
三重	389	280	72.0	110	25	22.7							
滋賀	219	54	24.7	53	4	7.5							

資料出所：文部科学省

図表7 余裕教室を活用した保育所整備の状況
(2010年・23校に対する調査)

設 問 ・ 回 答	校数
保育所として使用している部分の貸借に関する契約	
目的外使用許可	9
保育担当部局への所管替え	6
教育委員会から保育担当部局への使用承認もしくは使用許可	5
その他	3
財産区分	
教育財産のまま	16
教育財産以外の行政財産に変更	7
光熱水費区分（複数回答）	
保育所が使用している分も学校が負担	11
個別メーター等を設置して使用量で分ける	11
全体の使用量を学校と保育所の面積で按分	2
その他	10
施設保全費用分担	
保育所分と学校分に分けて各々が負担	15
保育所が使用している分も学校が負担	2
その都度協議して決める	1
その他	5
転用するための改修工事の財源（複数回答）	
厚生労働省の補助	16
自己財源	9
都道府県の補助	2
その他	1
学校と保育所の区画（複数回答）	
開閉可能な扉を新設	12
行き来できない壁を新設	5
開閉可能な柵を新設	3
特に仕切りなし	2
その他	3

資料出所：国立教育政策研究所文教施設研究センター「学校施設の有効活用に関する調査研究報告書」

7. スマートコミュニティ構築による地域再開発

- ① 地方自治体に対し、地域の再開発を行う場合には、コンパクトで地道な「スマートコミュニティ」構築の取り組みを推進するよう要請する。その際には、環境省が作成しているパンフレット「エネルギー対策特別会計における補助・委託等事業」に掲載されている国の支援事業などを集中的に活用するよう提案する。（補強）
- ② 地方自治体に対し、太陽光発電だけでなく、地域の自然環境や地理的環境（日照、風況、海岸線か内陸か、火山帯、河川など）にあった再生可能エネルギーの活用について、検討を進めるよう要請する。（新規）
- ③ 地方自治体に対し、地域の再開発にあたっては、災害対応や電力ロス低減の観点から、電力会社（配電会社）との連携の下、電線の地中化やダブル配線化、現在、国際規格策定中の電線の太径化を促進するよう要請する。（補強）
- ④ 超高齢化社会に対応し、地域交通システムの整備が地域の活性化にとって決定的に重要となるもの

と思われる。地方自治体に対し、LRT（ライトレールトランジット＝次世代型路面電車システム）、デュアル・モード・ビークル（軌道走行・道路走行両用車）、ミニカーをはじめとする超小型モビリティ（一人乗りの移動機器）などの活用について、検討を進めるよう要請する。（継続）

- ⑤地方自治体に対し、地域の社会資本について、耐震化、津波対策を急ぐとともに、老朽化に対応するための点検・診断システムのICT化を図るよう要請していく。建設後の年数、維持管理の状況、その費用、将来的な補修・改良・更新の必要性、その計画と財政見通しなどに関して情報提供を求め、補修の強化と、老朽化の進んでいる社会資本の長寿命化対策、ストック活用型更新などを提案する。労働組合としても、組合員の目で不安を感じる社会資本について、地方自治体に対し、積極的に情報提供を行っていく。（継続）

（スマートコミュニティ）

地域では、市街地や社会資本、工場などの老朽化が進んでいるところもありますが、再開発・再投資を行う場合には、気候変動問題や超高齢化に対応したスマートコミュニティ、コンパクトシティーをめざしたものにしていくことが重要です。

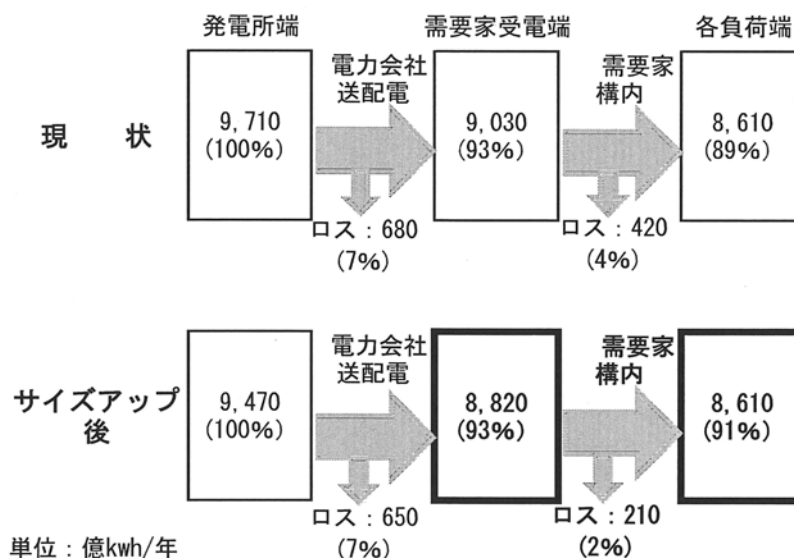
国では、横浜市、豊田市、けいはんな学研都市、北九州市の4地域において、「次世代エネルギー・社会システム実証」を行いました。情報通信技術を活用して効率的に電力需給バランスをとり、電力の安定供給を実現するための送配電網「スマートグリッド」を通じてエネルギーマネジメントシステムを構築し、電力の余剰や不足が生じる場合には、地域として蓄電や需要の抑制を行っていくシステムで、具体的には、スマートメーターによる消費電力の見える化、配電所や家庭単位の蓄電池設置、自動車充電インフラの整備、電気と熱の総合的マネジメントなどに取り組みました。

実証実験では、2011～2014年度の4年間で約400億円の予算（ただし、2013年度までの執行率は60%台半ば）が投入されましたが、実証実験の対象ではない地域では、実証実験の成果を踏まえ、エネルギー対策特別会計で用意されているさまざまな国の支援を活用し、地道にスマートコミュニティを構築していくことが重要となっています。

（電線の太径化・ダブル配線化）

地域で電線の太径化・ダブル配線化を行った場合の試算はないようですが、工場やビルなど電力需要家の構内で使う低圧の電力ケーブルの通電ロスに関する日本規格協会の試算では、太径化・ダブル配線化により、ロスを半減することができるので、これは日本の発電量の4%、日本のCO₂排出量の0.7%に相当する水準となります。

資料 電線の太径化による通電ロスの変化



資料出所：日本電線工業会

8. 外国人労働者の生活の安定の確保

- ① 地方自治体に対し、日系人、外国人技能実習生、外国人建設・造船就労者などの外国人労働者の雇用状況、生活状況について、詳細な情報収集とその公開を図り、改めて必要な支援策を講じるよう、要請する。(補強)
- ② 地方自治体、地元産業界、J I T C O (国際研修協力機構)、労働基準監督署に対し、丸5年を経過する現行の外国人技能実習制度の実施状況について、労働関係法令違反や人権侵害行為など不正行為の根絶を図り、発展途上国や新興国への技能の移転という本来の趣旨に沿った適正な運用を促していくよう要請する。(補強)

(外国人技能実習制度に関わる不正行為、実習生の死亡、行方不明)

「技能実習制度の見直しに関する法務省・厚生労働省合同有識者懇談会」報告書の添付資料によれば、2013年末の外国人技能実習生の数は155,214名となっています。外国人技能実習制度については、2010年に大幅な制度改定が実施され、入国後おおむね2カ月間の座学講習終了後には、労働法、社会保険が日本人従業員と同様に適用されるようになるなど、改善が図られました。このため、実習生の受け入れ機関（監理団体や実習実施機関）による不正行為や、行方不明者などは、いったんは改善しましたが、その後、再び悪化の一途をたどっています。

外国人技能実習制度において、不正行為を行った受け入れ機関の数は、2010年に163機関となり、前年の360機関から大幅に減少しました。それまで認められていなかった、入国1年目の残業が合法化されたことが影響している可能性があります。それにもかかわらず、その後は2011年184機関、2012年197機関、2013年230機関と、毎年悪化の一途をたどっています。企業単独型の機関での不正行為は、2012、2013年と2年連続でゼロとなっており、不正行為を行った機関は、すべて団体監理型の機関と

なっています。

2013年における不正行為の類型別件数は、366件中、「悪質な人権侵害行為」が102件と最も多くなっていますが、このほか「研修・技能実習計画との齟齬」すなわち修得するはずの技能とは関係ない業務に従事させられている事例が87件、座学であるはずの「講習期間中の業務への従事」が79件、「労働関係法令違反」の25件などが、目立つところとなっています。

団体監理型の実習実施機関における不正行為を業種別に見ると、2013年の210機関中、「農業・漁業関係」が79機関、「繊維・被服関係」が75機関と大きな比率を占めています。「機械・金属関係」は7件に止まっています。

技能実習2号の者（2～3年目の技能実習生）の行方不明者数は、2007年度に2,138名に達していましたが、2009年度に954名、2010年度には1,052名とほぼ半減しました。しかしながらこれも、2011年度1,115名、2012年度1,532名と激増し、2013年度には2,822名に達し、前年に比べほぼ倍増、制度改定前に最多であった2007年度を大幅に上回っています。

死亡者数は2008年度の35名をピークに減少し、2012年度は19名となっていました。2013年度には27名に激増し、制度発足以来の22年間で2番目に多い水準となっています。このうち過労死と見られる「脳・心疾患」も減少してきていましたが、2013年度には8名で前年の4倍、これも22年間で3番目の多さとなっています。

図表8 外国人技能実習制度における死亡・失踪・不正行為

項目	期間	単位	2008	2009	2010	2011	2012	2013
死亡者	年度	人	35	27	24	20	19	27
うち脳・心疾患			16	9	3	6	2	8
行方不明者（技能実習2号）			1,627	954	1,052	1,115	1,532	2,822
不正行為機関数	年	機関	452	360	163	184	197	230
企業単独型			7	2	3	2	0	0
団体監理型			445	358	160	182	197	230

(注)1. 技能実習2号は、入国後2～3年目の実習生。

2. 資料出所：JITCO（国際研修協力機構）

（外国人建設・造船就労者受入事業）

首都圏での再開発ラッシュや震災復興需要に加え、景気の回復、2020年東京オリンピック・パラリンピック開催決定などにより、とくに建設業、および建設業と職種が類似する造船業において、人手不足の深刻化が見込まれています。このため政府は、建設業と造船業に関し、2015年度から2020年度までの時限措置として、技能実習修了者のうち、「技能実習期間中に素行が善良」であった者について、「特定活動」という入国資格で、優良な受け入れ企業において、業務に従事できるようにすることにしました。

いったん本国に帰国し、1年以上経過している場合は最大3年間、技能実習に引き続き、もしくは帰国して1年未満で再入国の場合には最大2年間、就労できるようになっています。

国土交通省で決定された「外国人建設就労者受入事業に関するガイドライン」は以下のとおりです。

- * おおむね3年間の経験を有する者として扱い、3年間の経験を積んだ日本人技能者の報酬を目安に報酬を設定する。日本人がいない場合も、就業規程に基づき設定する。
- * 従事させる業務は、修了した技能実習と同一の業務。
- * 送り出し機関は、政府機関か、送り出し国政府から認定を受けた送り出し機関に限る。
- * 転職を希望する外国人建設就労者は監理団体に相談することとし、監理団体は適切かつ誠実にこ

これらの相談に応じる。

生産年齢人口の減少、デフレ脱却もあり、地域によっては、今後、外国人労働者の増加が想定されるところから、外国人労働者の生活の安定に向けて、地方自治体が必要な対応をとっていく必要があります。

9. TPP参加の必要性の浸透

- ①金属産業の労働組合として、金属労協、連合の方針を踏まえ、TPP（環太平洋パートナーシップ協定）参加の必要性、および組織としての参加促進の方針について、改めて組織内で徹底し、地域での浸透を図る。（継続）
- ②TPPに反対する、あるいは消極的な署名活動には参加しない。（継続）
- ③関係する地方自治体の首長、都道府県議会議員、市町村議会議員に対し、TPPに対する組織の考え方を伝える。（継続）
- ④労働組合として、長期的・段階的に関税が撤廃されることを前提とした地域農業のあり方について、情報交換・意見交換を進めていく。（継続）

TPP（環太平洋パートナーシップ協定）交渉は難航していますが、WTOのルールである「実質上のすべての貿易」について、関税を撤廃するレベルの高い「画期的で21世紀型」のものとしていくことが、金属産業のグローバルなバリューチェーン構築による国内生産拠点と国内雇用の維持・創出に不可欠であるだけでなく、わが国の強い農業の再構築と食料確保先の多様化による食料安全保障の強化につながります。金属労協加盟組織として、TPPの必要性について、広く地域における浸透を図っていく必要があります。

